



個別避難計画作成促進事業

避難行動要支援者の 個別避難計画作成について

令和4年

北九州市危機管理室

説明の流れ

1. 避難行動要支援者事業について
2. 災害対策基本法等の改正について
3. 個別避難計画作成促進事業について
4. 個別避難計画作成の流れ
5. 今後のスケジュールについて

1. 避難行動要支援者事業について

1. 避難行動要支援者事業について①

【事業概要】

北九州市では、災害が発生した（発生するおそれがある）場合に、自力で避難することが困難な高齢者や障害者の方（以下「避難行動要支援者」という。）などを事前に把握し、名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進しています。共有された名簿をもとに、自治会が中心となって、一人ひとりの具体的な避難計画である「個別避難計画」を作成することで、避難支援の仕組みを構築しています。

1. 避難行動要支援者事業について②

【名簿掲載の要件】

「**身体的要件**」のいずれかに該当し、かつ「**地理的要件**」に定める区域に居住するもののうち、「**除外要件**」に該当しない方を名簿に掲載。

身体的要件

- 1 要介護認定者
 - (1) 要介護3以上の方
 - (2) その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している者以外の方
- 2 身体障害者手帳交付者
 - (1) 身体障害者手帳1・2級交付者
 - (2) 身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある方
- 3 療育手帳A交付者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級交付者
- 5 その他、民生委員等からの情報により、自力避難が困難な方

1. 避難行動要支援者事業について③

地理的要件

- 1 北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域
- 2 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- 3 北九州市水防計画により指定された浸水想定区域（計画規模降雨による区域）
- 4 津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域

除外要件

以下に掲げる者以外の者とする。

- 1 マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方
- 2 自力避難が可能である方
- 3 健全者が同居しており、常に避難支援を受けられる方
- 4 医療機関又は施設等に入所している方

1. 避難行動要支援者事業について④

北九州市内対象者（令和4年1月31日時点）

避難行動要支援
者名簿掲載者数

• 672名

個別計画作成
件数

• 327件

個別計画策定率

• 48.7%

2. 災害対策基本法等の改正について

2. 災害対策基本法等の改正について①

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔自然アンケート〕
-避難勧告で避難する回答した者：26.4%
-避難指示で避難する回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合〕
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村〕約10%
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村〕約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数千人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

2) 個別避難計画(※)の作成

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合〕
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村〕約10%
〔任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村〕約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

2. 災害対策基本法等の改正について②

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

2. 災害対策基本法等の改正について③

内閣府

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」抜粋

- 個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、

- ①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、
- ②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、
- ③災害時のケア継続にも役立つことなどから、

個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

3. 個別避難計画作成促進事業について

3. 個別避難計画作成促進事業について①

高齢者や障害者のうち、災害が発生した（発生するおそれがある）場合に自力で避難することが困難な方「避難行動要支援者」の名簿を作成し、地域において災害時における避難の仕組みづくりが求められています。

個別避難計画作成促進事業

概要

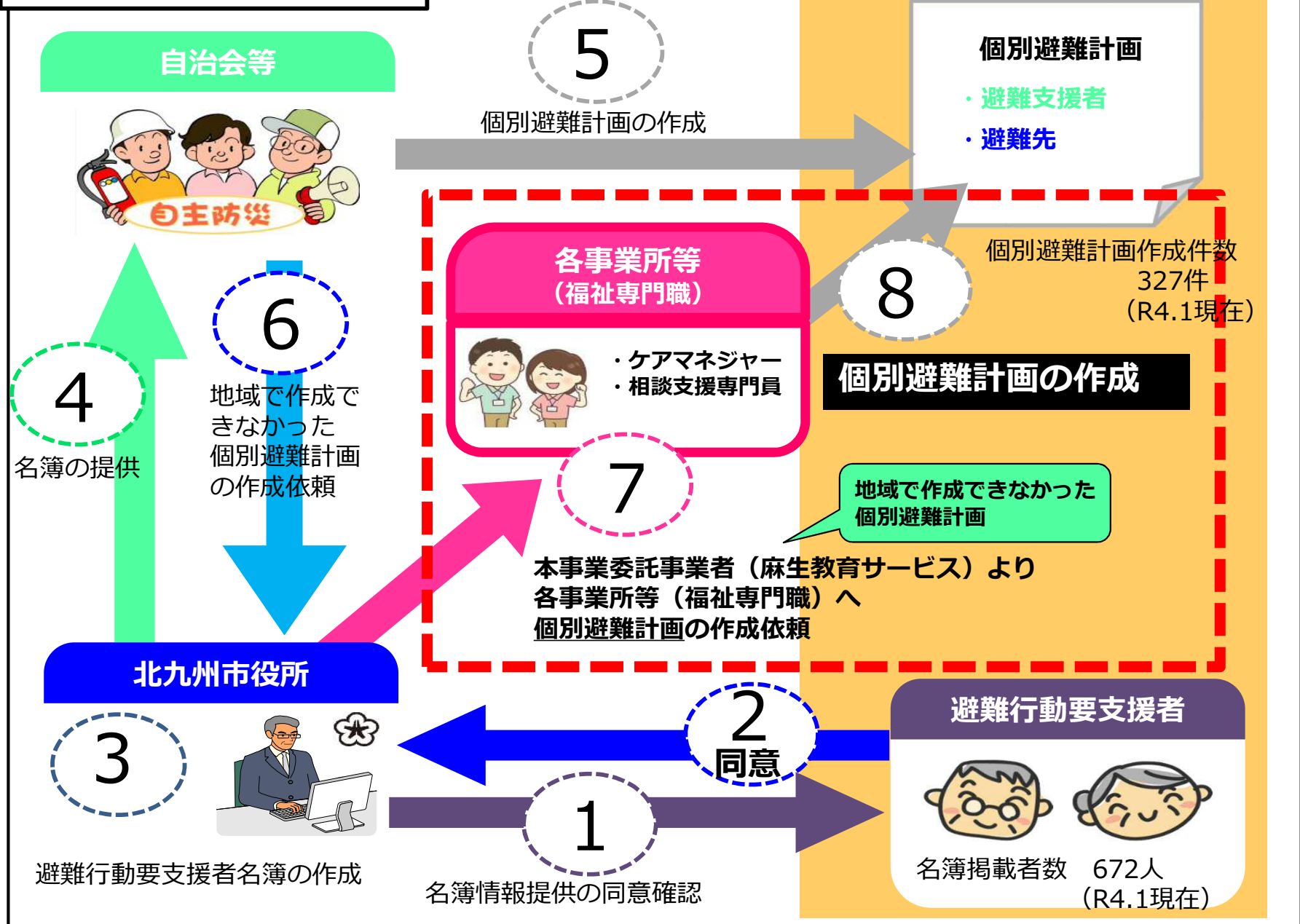
令和3年5月災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された。

また、法改正に伴い改定された取組指針において、個別避難計画の作成にあたっては、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）の参画が極めて重要であることが明記された。

こうした国の動きを踏まえ、更なる個別避難計画の作成を進めていくため、福祉の分野に精通する民間事業者へ業務委託を行い、**福祉専門職と連携のうえ、個別避難計画の作成を行うもの。**

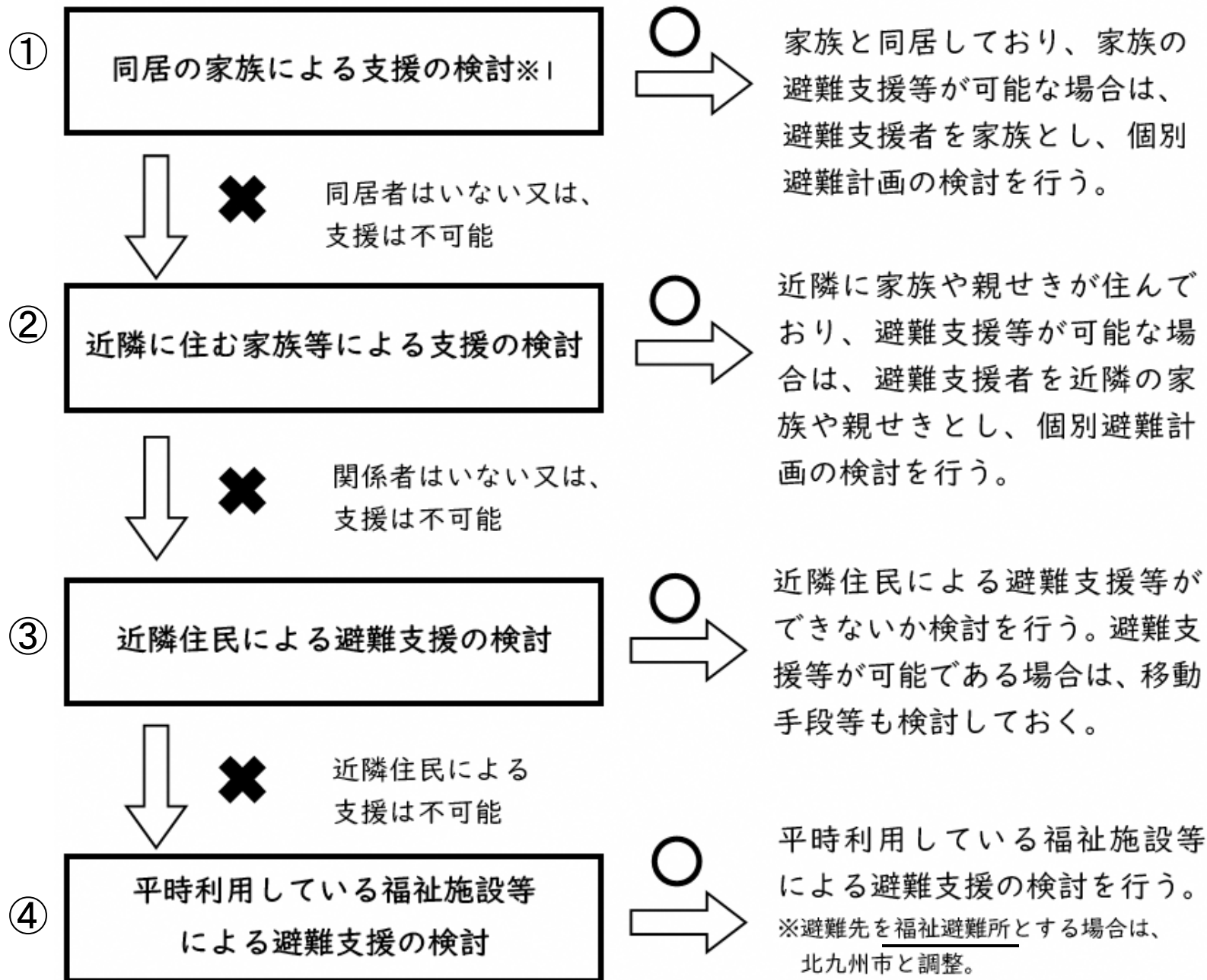
3. 個別避難計画作成促進事業について②

個別避難計画作成までの流れ



4. 個別避難計画作成の流れ

4. 個別避難計画作成の流れ①



※1

本来、除外要件3に該当するが、DMに対し本人が同意で回答するケースがある。

本人に再度、意向を確認し、掲載希望があり、家族の支援が受けられない状況であれば、近隣に住む家族等による支援に移行。

家族からの支援は可能であるが、地域に情報を共有しておいてもらいたいというケースについては、家族による支援計画を作成すること。

4. 個別避難計画作成の流れ②

個別避難計画（様式）

記入例は別途お示しします。

【様式10】

計画作成日 令和 年 月 日

【個別避難計画】

作成事業所名	
連絡先	
作成担当者	

氏名	(性別： 男 女)		
生年月日	西暦	年	月 日
住所	区		
電話番号	(一般電話)		
	(携帯番号)		
身体状況等			
緊急連絡先	(氏名)	(電話)	
	(氏名)	(電話)	
避難支援者	.	(電話)	
	.	(電話)	
	.	(電話)	
	.	(電話)	
	.	(電話)	
避難予定場所	.		
	.		
	.		
備考	(例：通所している福祉施設、担当ケアマネジャー・相談支援専門員の氏名や連絡先など)		

※個人情報の取扱いについては、十分ご注意ください。

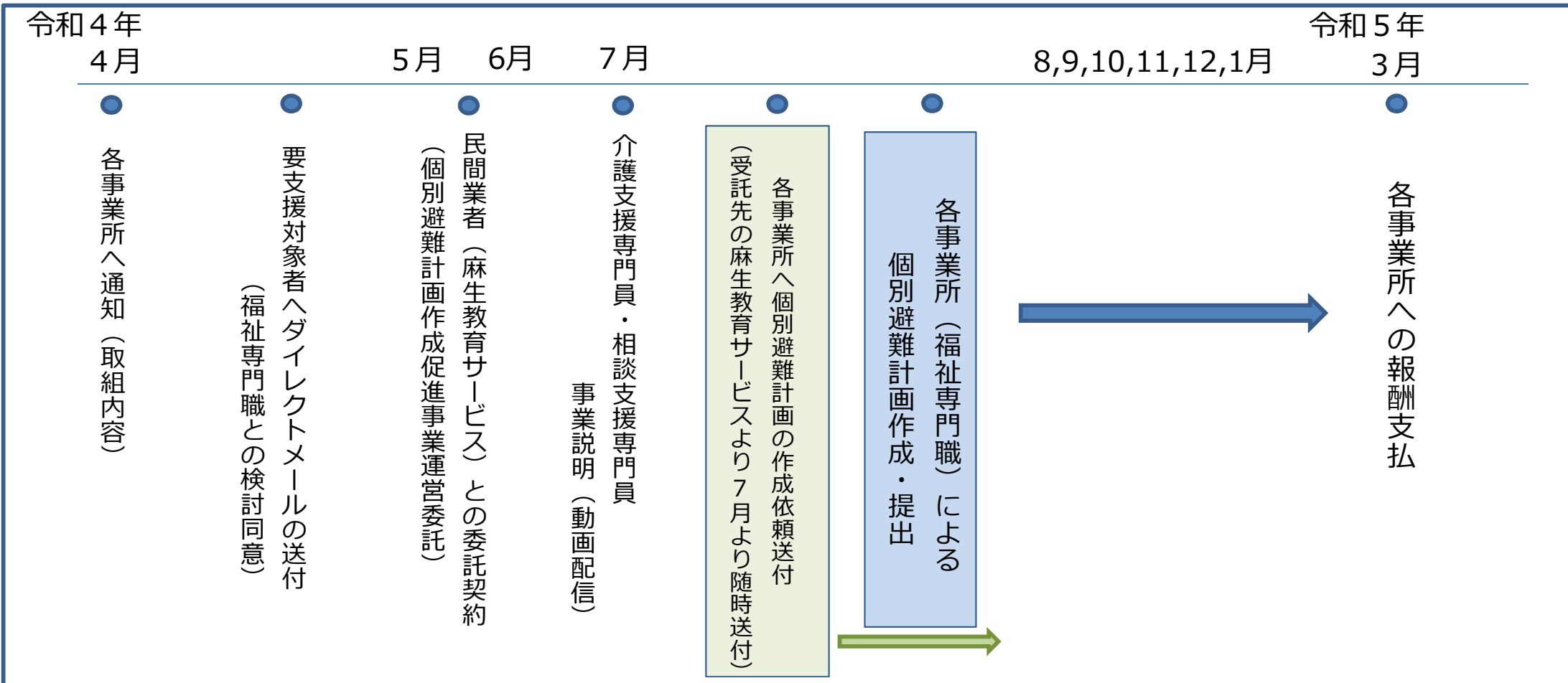
裏面へ

記載項目

- ・ 要支援者氏名（性別）
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 電話番号（一般・携帯）
- ・ 身体状況など
- ・ 緊急連絡先
- ・ 避難支援者
- ・ 避難予定場所
- ・ 作成者情報
- ・ 備考

5. 今後のスケジュールについて

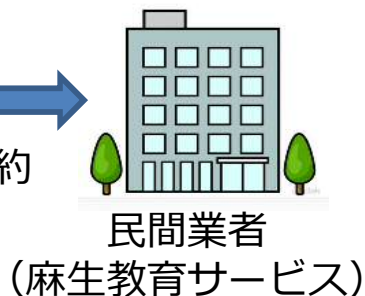
5. 今後のスケジュールについて①



報酬の流れ



委託契約



①個別避難計画作成依頼

②個別避難計画提出

③報酬の支払い※

※個別避難計画 1件あたり7千円



ご質問・お問合せ先

ご質問・お問い合わせ先

※ご質問は以下の質問フォームよりお問い合わせください。

URL : <https://forms.office.com/r/PxsGksSQ8r>

基本的にメールにてご回答させていただきます。
回答にお時間を要する場合がございます。ご了承ください。

質問が多数の場合は取り纏めて、後日、説明会動画と同じ以下のURLに
Q&Aを記載させていただきますので、ご確認ください。

URL : <https://bit.ly/39CQ10U>



質問フォームQRコード

【北九州市担当課】

北九州市危機管理室危機管理課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話:093-582-2110 FAX:093-582-2112

【本事業受託会社】

麻生教育サービス株式会社

〒802-0005

北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号

角田ビル小倉612号室

電話:093-383-0034 FAX:093-383-0064